

○平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案	現行
<p>一 授業科目別の授業要領は、従事者規則第五条に規定する試験科目の国家試験に合格するに十分な知識及び能力を養うことを目標として、別表第一号から第四号までに掲げるところによること。</p> <p>二 同時受講型授業の場合にあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>1 授業（無線従事者規則第二十一条第一項第七号に規定する授業科目のものをいう。以下同じ。）は、一の養成課程ごとにできる限り毎日行うこと。</p> <p>2 一日の授業時間は、二時間以上七時間以内とすること。</p> <p>3 授業の時間割は、一の授業を六十分又は九十分とし、かつ、一日の授業と次の授業との間隔を十分又は十五分とすること。</p> <p>4 前項及び前各号に規定する事項については、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が養成を受ける者の能力その他の事情に鑑み特に必要があると認めるときは、これと異なる要領によること。</p>	<p>一 授業（無線従事者規則第二十一条第一項第五号に規定する授業科目のものをいう。以下同じ。）は、一の養成課程ごとにできる限り毎日行うこと。</p> <p>二 一日の授業時間は、二時間以上七時間以内とすること。</p> <p>三 授業の時間割は、一の授業を六十分又は九十分とし、かつ、一日の授業と次の授業との間隔を十分又は十五分とすること。</p> <p>四 授業科目別の授業要領は、従事者規則第五条に規定する試験科目の国家試験に合格するに十分な知識及び能力を養うことを目標として、別表第一号から第四号までに掲げるところによること。</p> <p>五 その他適切な授業計画によること。</p> <p>六 第一号から第四号までに規定する事項については、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が養成を受ける者の能力その他の事情に鑑み特に必要があると認めるときは、これと異なる要領によること。</p>

<p>三 異時受講型授業の場合にあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>1 授業科目別に講師（設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみを行う者を含む。）を配置するものであること。</p> <p>2 授業科目別に受講者の修得状況を確認するための模擬試験等を実施するものであること。</p> <p>3 受講者の学習履歴や進捗状況などを管理し、進捗状況に応じて受講者に対して指導を行うものであること。</p> <p>4 受講者による授業に利用するメディアへの接続が集中した場合においても学習活動に支障を来すことがないように、当該メディアの利用状況を管理するものであること。</p> <p>5 認定施設者（養成課程の実施に係る業務の一部を委託している場合は、その委託先の事業者を含む。）及び利用する情報通信ネットワークについて、十分な情報セキュリティ対策（障害が発生した際の対応策を含む。）を講じているものであること。</p> <p>四 その他適切な授業計画によること。</p> <p>別表第一号く別表第四号（略）</p>	<p>ができる。</p> <p>別表第一号く別表第四号（略）</p>
--	------------------------------------